

大阪府人権擁護士要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府人権擁護士要綱（以下「要綱」という。）第14条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(人権擁護士の要件)

第2条 要綱第5条に規定する要件の詳細は、次のとおりとする。

- ①履修講座の修了確認は、履修講座にかかる修了証明書又は履修証明書による。
- ②要綱第5条第1項第3号イ及びロに規定する豊富な経験とは、各種の人権相談に関する業務に概ね2年以上携わっていること。
- ③要綱第5条第1項第3号ハに規定する知事が特に認める者とは、受講者が所属する団体における職務内容や経験年数、人権に関わる講座の受講状況、相談業務に関連する資格、受講動機及び所属長の意見等の項目を踏まえ総合的に判断する。

(登録の申請)

第3条 要綱第6条第1項に規定する本人の申請は、様式1によるものとする。

2 要綱第6条第2項に規定する登録者の推薦は、様式2によるものとする。

(人権擁護士登録名簿及び認定証)

第4条 要綱第7条第1項に規定する人権擁護士登録名簿（以下「名簿」という。）は様式3のとおりとする。

2 要綱第7条第2項に規定する認定証は、様式4のとおりとする。

(名簿からの削除等)

第5条 要綱第8条に規定する名簿からの削除は、下記に掲げる場合とする。

- ①要綱第3条第2項に反する場合
 - ②人権擁護士の業務を行うにあたって著しい非行があった場合
 - ③人権擁護士の信用を傷つけ、又は人権擁護士全体の不名誉となるような行為を行った場合
- 2 名簿からの削除等について、要綱第8条に定める場合のほか、人権擁護士が業務を遂行できない事情が生じた場合は、本人等からの申出により、府は当該人権擁護士を名簿から削除し又は登録の一時停止をすることができる。
- 3 前項の申出は、様式5の申出書によるものとする。

(謝金)

第6条 要綱第10条第2項に規定する委員の謝金の額は、日額8,300円とする。

2 前項の謝金は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、謝金を支給しない。

(費用弁償)

第7条 要綱第10条第2項に規定する委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第8条 第6条及び第7条に規定する委員の謝金及び費用弁償の支給方法に関し、この要領に定めのない事項については、府の常勤の職員の例による。

附 則

この要領は、平成19年5月11日から施行する。

平成24年6月1日一部改正

平成24年11月1日一部改正

平成25年7月31日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正